



2019年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社フーバーブレイン

代表者名 代表取締役社長 輿水 英行

(コード:3927 東証マザーズ)

問合せ先 取締役 石井 雅之

(TEL. 03-5210-3061)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2019年6月25日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について事業目的 の追加及び文言の見直しを行うものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第6条(発 行可能株式総数)を一部変更するものであります。
- (3) 法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営む事を目的とする。	〔現行どおり〕
(1)インターネットを利用した各種情報提供サー	[削除(変更案第1項に統合)]
<u>ビス業</u>	
(2)コンピュータハードウェア及びソフトウェア	〔削除(変更案第2項に統合)〕
の開発及びその販売、輸出入並びにリース業	
<u>務</u>	

[新設]

〔新設〕

(3)情報処理サービス業

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(4) 上記各号に付帯する一切の事業

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

(監査役の選任)

第 32 条

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

「新設]

[新設]

(任期)

第33条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

- (1)情報通信技術及び情報通信ネットワークを 利用した各種情報処理・情報提供サービス の企画、開発、運営、保守及び管理
- (2) 情報通信ネットワークにおけるシステム、 <u>ソフトウェア、ハードウェアの企画、開</u> <u>発、制作、販売、輸出入及び保守</u> 〔削除(変更案第1項に統合)〕
- (3)各種保険代理店業
- (4) 金融業及びリース業
- (5) 広告業
- (6) 前各号に関する人材の教育及び派遣並びに コンサルティング業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、1500万株とする。

(監査役の選任)

第 32 条

[現行どおり]

〔現行どおり〕

- 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を 有する期間は、当該決議後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会開始の時までとする。

(任期)

第33条

〔現行どおり〕

2. 任期満了前に退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、ほ任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条

第3項により選任された補欠監査役が監査役
に就任した場合、当該補欠監査役としての選
任後4年以内に終了する事業年度のうち最終
のものに関する定時株主総会終結の時を超え
<u>ることができないものとする。</u>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月25日 (予定)
定款変更の効力発生日	2019年6月25日 (予定)

以上